

改正案

現行

<p>（保険会社の取締役等の兼職制限等に係る特定関係者等）                  第二条の三（略）</p>	<p>（保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者等）                  第二条の三（略）</p>
<p>（取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用）                  第五条の四 第四条の七の規定は、法第五十一条第二項において商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。</p>	<p>（取締役の責任を追及する訴えの提起の請求等に係る電磁的方法の規定の準用）                  第五条の四 第四条の七の規定は、法第五十一条第二項及び第五十三条第二項において商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第五十九条第一項において商法第二百九十四条ノ二第四項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。                  2 第四条の二の規定は、法第六十条第四項において法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「発起人」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。</p>

(委員会等設置相互会社における取締役会の招集の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の四の二 第五条の三の規定は、法第五十二条の三第二項において株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)(第二十一条の十四第四項において準用する商法第二百五十九条第三項の規定を準用する場合)について準用する。この場合において、第五条の三第一項中「法第五十一条第二項において準用する商法第二百五十九条第一項ただし書に規定する招集をすべき取締役(以下この条において「招集をすべき取締役」という。)(以外の取締役」とあるのは「執行役」と、「当該招集をすべき取締役」とあるのは「法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の七第一項第四号の取締役(次項において「招集をすべき取締役」という。)(と「同条第二項中「招集をすべき取締役以外の取締役」とあるのは「執行役」と読み替えるものとする。

(委員会等設置相互会社における社員総会等において執行役の説明を求める事項に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の四の三 第四条の七の規定は、法第五十二条の三第二項において商法特例法第二十一条の十四第七項第三号において準用する法第四十一条において準用する商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合)について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になる」とす

(新設)

(新設)

る者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

2 第四条の七の規定は、法第五十二条の三第二項において商法特例法第二十一条の十四第七項第三号において準用する法第四十九条において準用する商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「総代」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

(委員会等設置相互会社について準用する商法の規定の読替え)

第五条の四の四 法第五十二条の三第二項の規定において委員会等設置相互会社(法第五十二条の三第一項に規定する委員会等設置相互会社をいう。以下同じ。)について商法特例法第二十一条の十七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十六条第七項、第九項、第十二項、第十四項及び第十八項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十	第一項第五号	保険業法(平成七年法律第

(新設)

	<p>第六條第七項</p>		<p>第五項</p>	<p>同條第二項</p>	<p>百五号) 第五十二條の三第 二項ニ於テ準用スル株式會 社の監査等に関する商法の 特例に関する法律(昭和四 十九年法律第二十二号)第 二十一條の十七第一項</p>
	<p>第二百六十 六條第九項</p>		<p>第五項</p>	<p>同條第二項</p>	<p>監査委員會ヲ組織スル各取 締役ノ同意ヲ得ルコトヲ要 ス</p>
	<p>第二百六十 六條第十二 項</p>	<p>第一項第五号</p>	<p>第五項</p>	<p>同條第一項</p>	<p>保險業法第五十二條の三第 二項ニ於テ準用スル株式會 社の監査等に関する商法の 特例に関する法律第二十一 條の十七第二項</p>

第二百六十 六条第十四 項	取締役八	執行役八
第二百六十 六条第十八 項	社外取締役	社外取締役（保険業法第二 十七条第二項第三号の二に 規定スル社外取締役ヲ謂フ ）ニシテ執行役ニ非ザルモ ハ

2 | 法第五十二条の三第二項の規定において委員会等設置相互会社についで商法特例法第二十一条の十七第五項の規定を準用する場合における同項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十六条第十九項から第二十三項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百六十 六条第十九 項	第五項	保険業法第五十二条の三第 二項ニ於テ準用スル株式会 社の監査等に関する商法の
読み替える 商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

<p>第二百六十 六条第二十 一項</p>	<p>第二百六十 六条第二十 項</p>	
<p>第九項</p>	<p>執行役</p>	<p>業務ヲ執行スル取締役</p>
<p>保險業法第五十二條の三第 二項ニ於テ準用スル株式會 社の監査等に関する商法の 特例に関する法律第二十一 條の十七第四項ニ於テ準用</p>	<p>業務ヲ執行スル取締役</p>	<p>執行役</p>
<p>第一項第五号</p>	<p>社外取締役</p>	
<p>同条第一項</p>	<p>社外取締役（保險業法第二 十七條第二項第三号の二ニ 規定スル社外取締役ヲ謂フ 以下本條ニ於テ同ジ）ニシ テ執行役ニ非ザルモノ</p>	<p>特例に関する法律第二十一 條の十七第二項</p>

<p>第二百六十 六条第二十 二項及び第 二十三項</p>	<p>社外取締役</p>	<p>スル第九項</p>
<p>第一項第五号</p>	<p>社外取締役ニシテ執行役ニ 非ザルモノ</p>	
	<p>保険業法第五十二条の三第 二項ニ於テ準用スル株式会 社の監査等に関する商法の 特例に関する法律第二十 一条の十七第一項</p>	

3

法第五十二条の三第二項の規定において委員会等設置相互会社について商法特例法第二十一条の十七第六項の規定を準用する場合には、  
 おける同項において準用する法第五十一条第二項において準用する  
 商法第二百六十六条第七項、第九項、第十項、第十二項及び第十四  
 項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える 商法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第二百六十 六条第七項</p>	<p>第一項第五号</p>	<p>保険業法第五十二条の三第 二項ニ於テ準用スル株式会 社の監査等に関する商法の</p>

<p>第二百六十 六条第十二 項</p>	<p>第五項</p>	<p>保險業法第五十二條の三第 二項ニ於テ準用スル株式会 社の監査等に関する商法の 特例に関する法律第二十一 条の十七第二項</p>	<p>第二百六十 六条第十項</p>	<p>取締役</p>	<p>執行役</p>	<p>第二百六十 六条第九項</p>	<p>監査役ノ同意ヲ得ルコ トヲ要ス此ノ場合ニ於 テ監査役数人アルトキ ハ各監査役ノ同意ヲ得 ルコトヲ要ス</p>	<p>同条第二項</p>	<p>第五項</p>	<p>取締役</p>	<p>執行役</p>			<p>特例に関する法律第二十一 条の十七第一項</p>
------------------------------	------------	--	------------------------	------------	------------	------------------------	---	--------------	------------	------------	------------	--	--	---------------------------------



項 第二百六十 六条第十四	取締役八	第一項第五号		
		取締役力	取締役ノ	同条第一項
	執行役八	執行役力	執行役ノ	

(委員会等設置相互会社における執行役の責任を追及する訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の四の五 第四条の七の規定は、法第五十二条の三第二項において商法特例法第二十一条の二十五第二項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

(委員会等設置相互会社についての商法等の規定の適用に関する技術的読替え)

(新設)

第五條の四の六 法第五十二條の四第三項の規定による委員会等設置  
 相互会社に対する法第二編第二章第二節の規定において準用する商  
 法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする  
 。

(新設)

読み替える 商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十 四條第三項	及出席シタル取締役	並ニ出席シタル取締役及執 行役
第二百四十 四條第五項 、第二百四 十六條第二 項、第二百 六十條ノ四 第五項、第 三百一十條第 二項、第三 百三條、第 三百六條第 二項及び第	取締役	執行役

<p>三百十七条 第一項</p>	<p>第二百六十 条ノ四第六 項</p>	<p>第二百八十 二条第一項</p>	<p>第二百八十 三条第一項</p>
	<p>取締役</p>	<p>取締役  第二百八十一条第一項 二掲グルモノ及監査報 告書</p>	<p>第二百八十一条第一項 各号</p>
<p>取締役、執行役</p>	<p>執行役</p>	<p>保險業法第五十二条の三第 二項ニ於テ準用スル株式会 社の監査等に関する商法の 特例に関する法律第二十一 条の二十六第一項各号二掲 グルモノ及其ノ附属明細書 並ニ同法第二十一条の五第 一項第二号ニ規定スル監査 委員会ノ監査報告書</p>	<p>保險業法第五十二条の三第 二項ニ於テ準用スル株式会 社の監査等に関する商法の 特例に関する法律第二十一</p>

<p>第七條第一 項及び第八 條第一項</p>	<p>読み替える 商法特例法 の規定</p>	<p>取締役</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>執行役</p>	<p>読み替える字句</p>
---------------------------------	--------------------------------	------------	------------------	------------	----------------

2 | 法第五十二條の四第三項の規定による委員会等設置相互会社に対する法第五十九條第一項において準用する商法特例法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>監査報告書</p>	<p>第二百八十一條第一項 各号</p>	<p>同法第二十一條の五第一項 第二号ニ規定スル監査委員 会ノ監査報告書</p>	<p>第二百八十一條第一項 各号</p>	<p>同法第二十一條の五第一項 第二号ニ規定スル監査委員 会ノ監査報告書</p>	<p>保險業法第五十二條の三第 二項ニ於テ準用スル株式會 社の監査等に関する商法の 特例に関する法律第二十一 條の二十六第一項各号</p>	<p>條の二十六第一項各号</p>
--------------	--------------------------	--	--------------------------	--	---	-------------------

第十九条第一項		監査役と	監査役会	第二十一条第一項に掲げるもの	取締役	第十条 第十三条第一項
保険業法第四十一条又は第四十九条において		監査役と	監査役会	第二十一条第一項に掲げるもの	取締役	第十三条第一項
保険業法第百八十三条第一項において準用する商法第	保険業法第五十二条の三第二項において準用する第二十一条の八第七項に規定する監査委員と	監査委員会	監査委員会	保険業法第五十二条の三第二項において準用する第二十一条の二十六第一項各号に掲げるもの及びその附属明細書	取締役、執行役	保険業法（平成七年法律第百五号）第五十二条の三第二項において準用する第二十一条の二十八第一項

	<p>準用する商法第二百三十八條、第二百六十六條第九項（同條第十三項及び第二十一項並びに第二百六十八條第八項において準用する場合を含む。）、保險業法第五十三條第二項において準用する商法第二百七十四條ノ二並びに保險業法第百八十三條第一項において準用する商法第四百二十條第一項及び第三項</p>	<p>第四百二十條第一項及び第三項</p>
--	---	-----------------------

（監査役の責任を追及する訴えの提起の請求等に係る電磁的方法の規定の準用）

第五條の五 第四條の七の規定は、法第五十三條第二項において商法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合及び法第五十九條第一項において商法第二百九十四條ノ二第四項において準用する法第五十一條第二項において準用する商法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四

（追加発行の際の基金拠出申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用）

第五條の五 第四條の三の規定は、法第六十條第四項において法第二十三條第四項において準用する商法第百七十五條第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の三中「発起人」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になる」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

(追加発行の際の基金拠出申込証の用紙の交付等に係る電磁的方法等の規定の準用)

第五条の六 第四条の二の規定は、法第六十条第四項において法第十二条第四項において準用する商法第七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「発起人」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

2 第四条の三の規定は、法第六十条第四項において法第二十二條第四項において準用する商法第七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の三中「発起人」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

3 委員会等設置相互会社についての前二項の規定の適用については、前二項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

(社債申込証の用紙の交付等に係る電磁的方法等の規定の準用)

第五条の七 第四条の二の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百一条第五項において準用する同法第七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「発起人」とあるのは「取締役」と、「基金の拠出の申込みをし

(社債申込証の用紙の交付に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の六 第四条の二の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百一条第五項において準用する同法第七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「発起人」とあるのは「取締役」と、「基金の拠出の申込みをし」とあるのは「社債応募者」と読み替えるものとする。

(社債申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用)

第五条の七 第四条の三の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百一条第五項において準用する同法第七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の三中「基金の拠出の申込みをし」とあるのは「社債応募

「よつとする者」とあるのは「社債応募者」と読み替えるものとする。

2 第四条の三の規定は、法第六十一条第二項において商法第二百一  
 条第五項において準用する同法第七十五条第七項の規定を準用す  
 る場合について準用する。この場合において、第四条の三中「基金  
 の抛出の申込みをしようとする者」とあるのは「社債応募者」と、  
 「基金抛出申込証」とあるのは「社債申込証」と、「発起人」とあ  
 るのは「取締役」と読み替えるものとする。

3 委員会等設置相互会社についての前二項の規定の適用については  
 、前二項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

(相互会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)  
 第七条 法第六十六条の規定において相互会社について非訟事件手続  
 法(明治三十一年法律第十四号)の規定を準用する場合における同  
 法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る  
 技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百二十六 条第一項	商法(明治三十二 年法律第四十八号	保険業法(平成七年法律第百五 号)第二十一条第一項ニ於テ準	読み替える 非訟事件手 続法の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
----------------	----------------------	----------------------------------	-------------------------	---------------	---------

者」と、「基金抛出申込証」とあるのは「社債申込証」と、「発起  
 人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

(相互会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)  
 第七条 法第六十六条の規定において相互会社について非訟事件手続  
 法(明治三十一年法律第十四号)の規定を準用する場合における同  
 法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る  
 技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百二十六 条第一項	商法(明治三十二 年法律第四十八号	保険業法(平成七年法律第百五 号)第二十一条第一項ニ於テ準	読み替える 非訟事件手 続法の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
----------------	----------------------	----------------------------------	-------------------------	---------------	---------



<p>第五十八條、第七十條ノ第二項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四十一條ノ第一項、第二百二十條第二項、第二百二十七條第三項、第二百四十五條ノ第三項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第六項、第二百八十八條ノ第三項、第二百八十八條ノ第二項及ヒ第二百八十二條第三項、其準用規定、同法第一百五十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一</p>	<p>用スル商法（明治三十二年法律第四十八號）第五十八條ノ規定、保險業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二百七十一條ニ於テ準用スル同法第七十條ノ第一項但書ノ規定、保險業法第二十三條第四項（同法第七十七條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又八第六十條第四項ニ於テ準用スル商法第七十八條ノ規定、保險業法第三十九條第二項、第四十六條第二項又八第五十條第二項（此等ノ規定ヲ同法第八十三條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百三十七條第三項ノ規定、保險業法第四十一條又八第四十九條ニ於テ準用スル商法第二百四十六條第二項ノ規定、保險業法第五十一條第二項若クハ第五十三條第二項ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項、保險業法第五十一條第二</p>
---	--

<p>第五十八條、第七十條ノ第二項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四十一條ノ第一項、第二百二十條第二項、第二百二十七條第三項、第二百四十五條ノ第三項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第六項、第二百八十八條ノ第三項、第二百八十八條ノ第二項及ヒ第二百八十二條第三項、其準用規定、同法第一百五十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一</p>	<p>用スル商法（明治三十二年法律第四十八號）第五十八條ノ規定、保險業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二百七十一條ニ於テ準用スル同法第七十條ノ第一項但書ノ規定、保險業法第二十三條第四項（同法第七十七條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又八第六十條第四項ニ於テ準用スル商法第七十八條ノ規定、保險業法第三十九條第二項、第四十六條第二項又八第五十條第二項（此等ノ規定ヲ同法第八十三條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百三十七條第三項ノ規定、保險業法第四十一條又八第四十九條ニ於テ準用スル商法第二百四十六條第二項ノ規定、保險業法第五十一條第二項若クハ第五十三條第二項ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項又八保險業法第五十一條第二</p>
---	---



八項

險業法第百六条第八項ニ於テ準用スル商法第百八十二条第三項又八保險業法第百六条第八項ニ於テ準用スル商法第四百二十条第六項ニ於テ準用スル同法第百八十二条第三項ノ規定、保險業法第二十六条第四項ニ於テ準用スル商法第百八十一条第一項ノ規定、保險業法第四十条第一項及ヒ第四十七条第一項、同法第四十条第二項又八第四十七条第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七条ノ二第二項及ヒ第三項並ニ保險業法第百八十三条第一項ニ於テ準用スル商法第二百三十七条ノ二第三項ノ規定、保險業法第五十一条第二項又八第百六条第八項ニ於テ準用スル商法第百六十条ノ四第六項、保險業法第五十二条の三第二項ニ於テ準用スル商法特例法第二十一条の九第六項ニ於テ準用スル保險業法第五十一条第二項ニ

八項

十三条第一項ニ於テ準用スル商法第百三十七条ノ二第三項ノ規定、保險業法第五十一条第二項又八第百六条第八項ニ於テ準用スル商法第百六十条ノ四第六項、保險業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法ト称ス）第十八条の三第二項ニ於テ準用スル商法第百六十条ノ四第六項又八保險業法第百八十三条第一項ニ於テ準用スル商法第四百三十条第二項ニ於テ準用スル同法第百六十条ノ四第六項ノ規定並ニ保險業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十四条ノ規定

	<p>第百二十九 条ノ二</p>	
	<p>商法第二百九十四 条第一項</p>	<p>委員会等設置会社</p>
<p>於テ準用スル商法第二百六十条ノ四第六項、保險業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル商法特例法第十八条の三第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十条ノ四第六項又ハ保險業法第八十三条第一項ニ於テ準用スル商法第四百三十条第二項ニ於テ準用スル同法第二百六十条ノ四第六項ノ規定並ニ保險業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十四条ノ規定</p>	<p>保險業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十四条第一項</p>	<p>保險業法第五十二条の三第一項ニ規定スル委員会等設置相互会社（以下委員会等設置相互会社ト称ス）</p>
	<p>第百二十九 条ノ二</p>	
	<p>商法第二百九十四 条第一項</p>	<p>監査役（委員会等設置会社ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ執行役及ビ商法特例法第二十一条の八第七項ニ規</p>
	<p>保險業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十四条第一項</p>	<p>監査役</p>





<p>第三百三十二 条ノ五第一 項</p>	<p>ノ三 百二十九条</p>	
<p>商法第七十条ノ二 第一項但書（同法 第四百七十七条及ビ 第二百七十一条並 ニ商法特例法第二 十一条の十四第七 項第二号ニ於テ準 用スル場合ヲ含ム</p>	<p>委員会等設置会社</p>	<p>場合ヲ含ム</p>
<p>法第七十条ノ二第一項但書</p>	<p>委員会等設置相互会社</p>	<p>保険業法第五十一条第二項ニ於 テ準用スル商法第二百五十八 条第二項又ハ保険業法第五十二 条の三第二項ニ於テ準用スル商 法特例法第二十一条の十五第三 項ニ於テ準用スル商法第二百五 十八条第二項</p>
<p>第三百三十二 条ノ五第一 項</p>	<p>ノ三 百二十九条</p>	
<p>商法第七十条ノ二 第一項但書（同法 第四百七十七条及ビ 第二百七十一条並 ニ商法特例法第二 十一条の十四第七 項第二号ニ於テ準 用スル場合ヲ含ム</p>	<p>後ノ委員会等設置 会社ニ在リテ八執 行役及ビ監査委員</p>	<p>場合ヲ含ム</p>
<p>二第一項但書</p>	<p>監査役</p>	<p>保険業法第五十一条第二項ニ於 テ準用スル商法第二百七十一条 ニ於テ準用スル同法第七十条ノ 二第一項但書</p>

<p>第三百三十二 条ノ八第一 項</p>	<p>商法第二百六十条ノ四第六項、第二百六十三條第七項（同法第二百四十四條第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百八十二條第三項（同法第四百二十條第六項及ビ商法特例法第十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及ビ第二百九十三條ノ八第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律第三十二條第八項</p>	<p>保險業法第五十一條第二項若クハ第八條第八項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項、保險業法第五十二條の三第二項ニ於テ準用スル商法特例法第二十一條の九第六項ニ於テ準用スル保險業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項、保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル商法特例法第十八條の三第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項若クハ保險業法第八條第十三條第一項ニ於テ準用スル商法第四百三十條第二項ニ於テ準用スル同法第二百六十條ノ四第六項ノ規定、保險業法第六條第八項ニ於テ準用スル商法第二百六十三條第七項若クハ保險業法第六條第八項ニ於テ準用スル商法第二百四十四條第六項ニ</p>
<p>第三百三十二 条ノ八第一 項</p>	<p>商法第二百六十条ノ四第六項、第二百六十三條第七項（同法第二百四十四條第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百八十二條第三項（同法第四百二十條第六項及ビ商法特例法第十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及ビ第二百九十三條ノ八第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律第三十二條第八項</p>	<p>保險業法第五十一條第二項若クハ第八條第八項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項、保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル商法特例法第十八條の三第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項若クハ保險業法第八十三條第一項ニ於テ準用スル商法第四百三十條第二項ニ於テ準用スル同法第二百六十條ノ四第六項ノ規定、保險業法第六條第八項ニ於テ準用スル商法第二百六十三條第七項若クハ保險業法第八條第十四條第六項ニ於テ準用スル同法第二百六十三條第七項ノ規定又ハ保險業法第六條第八項ニ於テ準用スル商法第二百八十二條第三項若クハ保險業法第六條第八項ニ於テ準用スル商法</p>





(保険契約者総代会における代理権を証する書面の差出等に係る電磁的方法の規定の準用)

第十条の二 (略)

2~5 (略)

(削る)

(組織変更の際の基金拠出申込証の用紙の交付等に係る電磁的方法等の規定の準用)

第十条の三 第四条の二の規定は、法第七十七条第三項において法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「相互会社の発起人」とあるのは、「株式会社

の取締役」と読み替えるものとする。  
2 第四条の三の規定は、法第七十七条第三項において法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第七項の規定を準用する

(保険契約者総代会における代理権を証する書面の差出等に係る電磁的方法の規定の準用)

第十条の二 (略)

2~5 (略)

6 第四条の二の規定は、法第七十七条第三項において法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「相互会社の発起人」とあるのは、「株式会社の取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役員)」と読み替えるものとする。

(組織変更の際の基金拠出申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用)

第十条の三 第四条の三の規定は、法第七十七条第三項において法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の三中「相互会社の発起人」とあるのは、「株式会社の取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役員)」と読み替えるものとする。

場合について準用する。この場合において、第四条の三中「相互会社の発起人」とあるのは、「株式会社の取締役」と読み替えるものとする。

3 商法特例法第一条の二第二項に規定する委員会等設置会社についての前二項の規定の適用については、前二項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

(組織変更の際の株式申込証の用紙の交付等に係る電磁的方法等の規定の準用)

第十二条の二 (略)

2 第四条の三の規定は、法第九十二条の二第二項において商法第七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の三中「基金の拠出の申込みをしようとする者」とあるのは「株式申込人」と、「基金拠出申込証」とあるのは「株式申込証」と、「発起人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

3 委員会等設置相互会社についての前二項の規定の適用については、前二項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

(組織変更計画書に現物出資に関する事項を記載した場合について準用する商法の規定の読替え)

第十二条の三 法第九十二条の二第四項の規定において組織変更計画書に現物出資に関する事項を記載した場合について商法第七十三

(組織変更の際の株式申込証の用紙の交付に係る電磁的方法の規定の準用)

第十二条の二 (略)

(新設)

(新設)

(組織変更の際の株式申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用)

第十二条の三 第四条の三の規定は、法第九十二条の二第二項において商法第七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する

条第三項第三号の規定を準用する場合には、同号中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替えるものとする。

(相互会社の合併の手続等について準用する商法の規定の読替え)

第十七条の二 法第七十三条第一項の規定において相互会社について商法第五十六条第三項の規定を準用する場合には、同項中「又八取締役」とあるのは、「取締役又八執行役」と読み替えるものとする。

(分割の対象から除かれる保険契約)

第十七条の三 (略)

一・二 (略)

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の四 (略)

(分割の際の保険契約者に対する通知又は催告等に係る電磁的方法  
規定の準用)

第十七条の五 (略)

2 (略)

。この場合において、第四条の三中「基金の拠出の申込みをしようとする者」とあるのは「株式申込人」と、「基金拠出申込証」とあるのは「株式申込証」と、「発起人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

(新設)

(分割の対象から除かれる保険契約)

第十七条の二 (略)

一・二 (略)

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の三 (略)

(分割の際の保険契約者に対する通知又は催告等に係る電磁的方法  
規定の準用)

第十七条の四 (略)

2 (略)

(相互会社の清算人等について準用する商法の規定の読替え)  
 第十八条 法第八十三条第一項の規定において相互会社の清算人について商法第二百三十七条ノ二第三項、第二百三十九条第六項及び第七項並びに第四百二十条第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十七 七条ノ二第 三項	前項	保険業法第四十条第二項若 八第四十七条第二項ニ於テ 準用スル前項又八同法第五 十九条第一項ニ於テ準用ス ル第二百九十四条第三項ニ 於テ準用スル前項

2・3 (略)

(相互会社の特別清算について準用する商法の規定の読替え)

第十八条の三 法第八十四条の規定において相互会社について商法

(相互会社の清算人等について準用する商法の規定の読替え)  
 第十八条 法第八十三条第一項の規定において相互会社の清算人について商法第二百三十七条ノ二第三項、第二百三十九条第六項及び第七項並びに第四百二十条第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十七 七条ノ二第 三項	前項	保険業法(平成七年法律第 百五号)第四十条第二項若 八第四十七条第二項ニ於テ 準用スル前項又八同法第五 十九条第一項ニ於テ準用ス ル第二百九十四条第三項ニ 於テ準用スル前項

2・3 (略)

(新設)

第四百五十四条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替えるものとする。

（保険会社又は金融機関からの借入金の限度額）

第三十七条の四 法第二百六十五条の四十二に規定する政令で定める金額は、生命保険契約者保護機構（法第二百六十五条の三十七第一項に規定する生命保険契約者保護機構をいう。以下同じ。）にあつては四千六百億円、損害保険契約者保護機構（法第二百六十五条の三十七第二項に規定する損害保険契約者保護機構をいう。以下同じ。）にあつては五百億円とする。

（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）

第三十七条の四の四 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（

（保険会社又は金融機関からの借入金の限度額）

第三十七条の四 法第二百六十五条の四十二に規定する政令で定める金額は、借入日を含む事業年度の直前の事業年度（借入日を含む事業年度が保険契約者保護機構（以下「機構」という。）の成立の日を含む事業年度である場合にあつては、当該事業年度）における機構の各会員の法第二百六十五条の三十四第一項に規定する年間負担額の合計額の十倍に相当する金額とする。

（機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）

第三十七条の四の四 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（

昭和三十年法律第六十三号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)、準備預金制度に関する法律(昭和三十一年法律第三百三十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関稅定率法施行令(昭和二十九年政令第五百五十五号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令(昭和三十年政令第三百十六号)、租稅特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)、割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)、地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百六十四号)、印紙税法施行令(昭和四十二年政令第八号)、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十四年政令第九十五号)、油濁損害賠償保障法施行令、國際協力銀行法施行令(

昭和三十年法律第六十三号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)、準備預金制度に関する法律(昭和三十一年法律第三百三十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関稅定率法施行令(昭和二十九年政令第五百五十五号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令(昭和三十年政令第三百十六号)、租稅特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)、割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)、地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百六十四号)、印紙税法施行令(昭和四十二年政令第八号)、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十四年政令第九十五号)、油濁損害賠償保障法施行令、國際協力銀行法施行令(

平成十一年政令第二百六十六号)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十二年政令第九十九号)、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十三年政令第二十五号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証券の規制等に関する法律施行令(平成二年政令第九十三号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令及び疑わしい取引の届出に関する政令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第二号八、漁船損害等補償法第一百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、油濁損害賠償保障法第十四条第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税率法施行令第六十一条の七第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二項第一号及び第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。)、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第二号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制

平成十一年政令第二百六十六号)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十二年政令第九十九号)、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十三年政令第二十五号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証券の規制等に関する法律施行令(平成二年政令第九十三号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令及び疑わしい取引の届出に関する政令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第二号八、漁船損害等補償法第一百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、油濁損害賠償保障法第十四条第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税率法施行令第六十一条の七第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二項第一号及び第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。)、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制



限に関する法律施行令第七号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条並びに疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百十条第五項及び第五百九条第六項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百二十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号並びに第七十七条第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法

限に関する法律施行令第七号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条並びに疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項の規定の適用については機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百十条第五項及び第五百九条第六項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百二十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号並びに第七十七条第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構（法第二百六十五条の三十七第一項に規定する生命保険契約者保護機構をいう。以下同じ。）を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第

、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号並びに第七十七条第二項第一号及び第三号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項第三号、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

(国及び地方公共団体に準ずる法人)  
第三十七条の五 法第二百七十一条の三第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 三 (略)
- 四 保険契約者保護機構
- 五 七 (略)

附則

八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号並びに第七十七条第二項第一号及び第三号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項第三号、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構(法第二百六十五条の三十七第二項に規定する損害保険契約者保護機構をいう。以下同じ。)を損害保険会社とみなす。

(国及び地方公共団体に準ずる法人)  
第三十七条の五 法第二百七十一条の三第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 三 (略)
- 四 機構
- 五 七 (略)

附則

(協定銀行に生じた利益の額)

第四条 法附則第一条の二の四第一項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した額は、第一号及び第二号に掲げる額の当該事業年度の合計額から第三号に掲げる額の当該事業年度の合計額を控除した残額(次条において「利益額」という。)とする。ただし、法附則第一条の二の六の規定による損失の補てんを受けた額のうち当該損失の補てんのための法附則第一条の二の十三第一項及び第二項の規定による政府の補助に係る金額の合計額から、法附則第一条の二の四第一項第二号の規定により既に納付した金額の合計額を控除した額を限度とする。

一(三) (略)

(法附則第一条の二の十三第一項に規定する政令で定めるもの)

第六条 法附則第一条の二の十三第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 平成十五年三月三十一日までに法第二百四十一条第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は合併等(同項に規定する合併等をいう。附則第八条の二において同じ。)の協議その他必要な措置を命じられたもの

二 平成十五年三月三十一日までに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第百六十一条第一項(更生手続開始の申立て)の規定による監督庁(同法第二条第九項に規定する監督庁をいう。附則第八条の二において同じ。)によ

(協定銀行に生じた利益の額)

第四条 法附則第一条の二の四第一項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した額は、第一号及び第二号に掲げる額の当該事業年度の合計額から第三号に掲げる額の当該事業年度の合計額を控除した残額(次条において「利益額」という。)とする。ただし、法附則第一条の二の六の規定による損失の補てんを受けた額のうち当該損失の補てんのための法附則第一条の二の十三の規定による政府の補助に係る金額の合計額から、法附則第一条の二の四第一項第二号の規定により既に納付した金額の合計額を控除した額を限度とする。

一(三) (略)

(法附則第一条の二の十三に規定する政令で定めるもの)

第六条 法附則第一条の二の十三に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 平成十五年三月三十一日までに法第二百四十一条第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は合併等(同項に規定する合併等をいう。)の協議その他必要な措置を命じられたもの

二 平成十五年三月三十一日までに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第百六十一条第一項(更生手続開始の申立て)の規定による監督庁(同法第二条第九項に規定する監督庁をいう。)による更生手続開始の申立てが行わ

る更生手続開始の申立てが行われたもの

三 (略)

(法附則第一条の二の十三第一項に規定する政令で定める額)

第七条 法附則第一条の二の十三第一項に規定する政令で定める額は、五千六百億円とする。

(法附則第一条の二の十三第一項に規定する政令で定める業務)

第八条 法附則第一条の二の十三第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 七 (略)

(法附則第一条の二の十三第二項に規定する政令で定めるもの)

第八条の二 法附則第一条の二の十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までに法第二百四十一条第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は合併等の協議その他必要な措置を命じられたもの

二 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十七条第一項(更生手続開始の申立て)の規定による監督庁による更生手続開始の申立てが行われたもの

三 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までに金融機

れたもの

三 (略)

(法附則第一条の二の十三に規定する政令で定める額)

第七条 法附則第一条の二の十三に規定する政令で定める額は、五千六百億円とする。

(法附則第一条の二の十三に規定する政令で定める業務)

第八条 法附則第一条の二の十三に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 七 (略)

(新設)

関等の更生手続の特例等に関する法律第八十条（更生手続開始の申立て）又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第七十条（更生手続開始の申立て）の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの

（法附則第一条の二の十三第二項に規定する政令で定める額）

第八条の三 法附則第一条の二の十三第二項に規定する政令で定める額は、千億円とする。

（利益金の額）

第九条 法附則第一条の二の十四第一項及び第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる額の合計額に相当する金額とする。

一 五（略）

（国庫への納付手続）

第十条 生命保険契約者保護機構は、法附則第一条の二の十四第一項又は第二項の規定により利益金を納付するときは、当該利益金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 生命保険契約者保護機構は、法附則第一条の二の十四第一項又は第二項の規定により利益金を納付するときは、同項の規定に基づいて計算した国庫に納付する金額の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他内閣府令・財務省令で定

（新設）

（利益金の額）

第九条 法附則第一条の二の十四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる額の合計額に相当する金額とする。

一 五（略）

（国庫への納付手続）

第十条 生命保険契約者保護機構は、法附則第一条の二の十四第一項の規定により利益金を納付するときは、当該利益金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 生命保険契約者保護機構は、法附則第一条の二の十四第一項の規定により利益金を納付するときは、同項の規定に基づいて計算した国庫に納付する金額の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他内閣府令・財務省令で定める書類を

める書類を添付して、翌事業年度の七月二十一日までに、これを金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

添付して、翌事業年度の七月二十一日までに、これを金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

保険業法施行令の一部を改正する政令 附則(案)

(財務局長等への権限の委任)

第 条 保険業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)(附則第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)(のうち改正法附則第五条第三項及び第六条第三項の規定による届出の受理(日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)第五条第二項後段の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社(次項において「公社」という。)(に係るものを除く。)(は、生命保険募集人(保険業法第二条第十七項に規定する生命保険募集人をいう。)(、損害保険代理店(同法第二条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。)(又は保険仲立人(同法第二十一条に規定する保険仲立人をいう。)(の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。

2 長官権限のうち公社に係る改正法附則第六条第三項の規定による届出の受理は、当該届出に係る役員又は使用人の所属する公社の事務所その他の事業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。

3 前二項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

4 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。